

## 英検・数検の検定料を助成します

町では、町内に住む小中学生が英検（実用英語技能検定）・数検（実用数学技能検定）を受検した際に、検定料の一部を助成しています。

**対象者** 令和元年度に英検・数検を受検した小中学生の保護者

**助成額** 受検者1人につき、各検定1,000円

※両検定を受検すると1年度で計2,000円の助成となります。

※予算がなくなり次第、その年度の助成は終了します。

**申請方法** 検定受検後に、①申請書兼実績報告書、②助成金交付請求書、③受検したことを証明するもの（合否の写し等）を併せて、教育委員会窓口（役場3階）に提出してください。

※書類は町HPからダウンロードできます（検定受検料助成金交付制度）。

**申請期限** 令和2年2月28日(金)まで

**問合せ** 教育委員会教育総務担当 ☎66・3111 内線305

## 自動車燃料費給付制度

町内に居住し、自己所有の自動車等を運転し、次のいずれかに該当する方に自動車燃料費を給付します。登録制なので、事前に届出を行ってください。

**対象者** ・身体障害者手帳の所持者のうち、障害部位が下肢・体幹の1級から4級までの方

※複数の障害が重複している方の場合、手帳に書いてある等級が4級以上であっても対象にならない場合があります。

・在宅の療育手帳所持者と同一生計者

**給付額** 油種に関わらず1リットル50円

自動車の場合：1月あたり20リットル（1,000円）まで

オートバイの場合：1月あたり5リットル（250円）まで

**持参品** 身体障害者手帳又は療育手帳・運転免許証・車検証・印鑑

※給付金の請求は、4月から9月までの分を9月末までに、10月から翌年3月までの分を3月末までに領収書を添付し、請求してください。

※自動車とオートバイ及び福祉タクシー利用券との重複給付はできません。

**問合せ** 健康福祉課福祉担当 ☎66・3111 内線124

## 野外焼却（野焼き）の禁止について

廃棄物の野外焼却は、原則禁止されています。

違反すると、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金又はこの両方が科せられます。

野外焼却禁止の例外 以下については、例外として取り扱われます。

- ・国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な焼却
- ・災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な焼却
- ・風俗習慣上又は宗教上の行事のために必要な焼却（例：神社のお炊きあげ）
- ・農業、林業、漁業を営むためにやむを得ない焼却（例：稲わらの焼却）
- ・日常生活上の軽微な焼却（例：落ち葉焚き）

野外焼却禁止の例外に該当する場合でも、近隣へ迷惑がかかるなど、周辺的生活環境が損なわれている場合は、指導の対象となることがあります。

**問合せ** 町民課環境衛生担当 ☎66・3111 内線126